

無心庵及びその周辺の再興に関する考え方

1. 事業概要

旧渋沢庭園（曖衣村莊庭園）は近代庭園の貴重な資源であり、かつ無心庵は、渋沢翁が茶会を通じて、国内外からのさまざまな来賓をもてなし、交流を深め、文化と経済が融合する場として利用され、近代日本の発展に繋がる場面を創出した場であった。

渋沢翁は、「私欲ではなく、公のために」という経営哲学を実践し、実業界を引退後は、福祉などの社会事業に自らの財産・名誉・知識を注ぎ込んだ。

この私心のない実業家・渋沢栄一の生き方を伝える場として、彼の精神的遺産ともいえる無心庵・待合・門（以下、「無心庵」という。）を再興して、歴史と文化資源として文化財への指定などを含め価値の向上を図るとともに、渋沢通りを軸とした旧古河庭園や醸造試験所など周辺の資源と連携した地域づくりや区民の誇りの醸成、観光資源としての魅力向上、さらには、日本の未来をになう若い人たちに渋沢栄一の精神を次の世代へとつなぐ場として、再興を目指す。

【背景】

- ・無心庵は、渋沢翁が徳川慶喜の名誉回復・復権に向け、午餐を催した場。また、茶会を通じて、国内外からのさまざまな来賓をもてなし、交流を深め、文化と経済が融合する場として利用されてきた。この度の再興にあたっては、当時の歴史的意義を継承しつつ、現代社会における新たな価値を共創する「多様な人々が交わる交流の場」を創出することで、渋沢翁の精神を引き継ぎ、次世代へと繋いでいく。

【主な出来事】

- | | |
|--------------|---|
| 明治 32 年 6 月 | 飛鳥山別邸内に茶室を新築。茶会を催す。
徳川慶喜・井上馨を招き、新築の茶室で午餐を呈す。 |
| 明治 34 年 11 月 | 王子飛鳥山別邸に於て還暦内祝の園遊会を催す。 |
| 明治 38 年 7 月 | 徳川慶喜・伊藤博文・井上馨・桂太郎・益田孝・下条正雄・三井八郎次郎を招き、茶室に於て午餐を供す。
尚是年、飛鳥山邸内茶室に於て、外国貴賓に抹茶の手前を見せしむる等の催しをなす。 |

出典：渋沢栄一伝記資料 第 29 巻より

- ・旧渋沢庭園（曖衣村莊庭園）は、建物と園地が調和した明治期を代表する折衷式庭園でわが国を代表する近代庭園であり、また、東京の立地的特徴を有する庭園である。和と洋を共に具備したものは、全国的に見ても稀であり、貴重なランドスケープ遺産である。
- ・旧渋沢庭園（曖衣村莊庭園）の無心庵周辺は建物や門扉など、すべて焼失して存在しないが、礎石や飛石、流れの跡など、その遺構は当初の様子を良く留めている。
- ・しかし、本庭園に関しては、これまで十分な調査は行われず、面的な保護がなされていない。また、平面図や古写真、現状を踏まえた多角的な視点での分析や考察がなされていない。

出典：曖衣村莊庭園の構成と意匠に関する復元的考察より

- ・令和 3 年に北区は、日本史にも残る重要な史跡である「無心庵」を再興し、渋沢栄一の精神を次世代につなぐ「無心庵再興プロジェクト」の活動支援を開始した。

2. 基本的な考え方

(1) 無心庵の復元にあたっての基本的事項

- ア. 無心庵の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 無心庵の本質的価値を理解する上で不可欠の遺構の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、区民の無心庵の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、無心庵の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性を示し、無心庵の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする無心庵の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 無心庵の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 復元にあたっての技術的事項

- ア. 無心庵の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する無心庵の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等による無心庵に関する資料等
 - ② 無心庵が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ③ 無心庵の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（無心庵が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ④ 無心庵の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ無心庵の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

- ア. 無心庵の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保する。
 - ※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じる。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の無心庵の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて飛鳥山博物館や渋沢史料館等、関係機関に報告する。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容

等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにする。

3. 復元的整備について

(1) 定義

今は失われて原位置に存在しないが、無心庵の保存活用計画又は整備基本計画において、本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「無心庵の復元的整備」とする。

ア. 無心庵の本質的価値の理解促進など、利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の無心庵の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

(2) 基準

「無心庵の復元的整備」は、2.(1)の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、無心庵の保存及び活用に寄与するものであると認められるものとする。

【手順】

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、無心庵の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性を示し、復元的整備について以下の観点から整理していく。

- ① 復元的整備の対象とする無心庵の本質的価値を構成する要素として特定していく。
- ② 無心庵の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ無心庵の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらを明確に示していく。
- ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案を示していく。
- ④ 無心庵の歴史的・自然的な風致・景観との整合性を示していく。
- ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策を示し、②の目的及び効果と整合を取っていく。

イ. 無心庵の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮していく。

ウ. 復元的整備は、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意を形成していく。

エ. 2.(2)技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、無心庵の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量していく。

(3) 留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示する。

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、

その経緯及び考証を明示する。

- ウ. 復元的整備を行う無心庵の学術的な理解の促進に資するため、復元的整備された無心庵に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮する。
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について飛鳥山博物館や渋沢史料館等、関係機関に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行う。

4. その他

令和2年4月17日付文化庁文化審議会文化財分科会決定の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づき、上記基準を参酌しつつ、飛鳥山博物館や渋沢史料館等、関係機関の指導・助言を受けていく。

無心庵の復元的整備にあたっては、あらためて可能な限りの資料、史料を集め、今後の活用において、飛鳥山からの情報発信に資するものとするため、2～30人程度定員をmaxとする付帯施設を検討する。

無心庵の遺構については、歴史的意義を尊重しつつ、基礎等の遺構や茶器などについて貴重なものが発見される可能性もあり、工事にかかる事前調査については適切に行う。

近接する崖地は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、改善を行うものとする。